

## 太田川河川整備懇談会 公開規定

### (目的)

第1条 本規定は、太田川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）規約第6条の条項に基づき、懇談会の公開を定めるものである。

### (懇談会の公開)

第2条 懇談会は原則公開とする。ただし、特別の事情により懇談会が必要と認めるときは、この限りではない。

### (懇談会開催の周知)

第3条 懇談会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省中国地方整備局及び太田川河川事務所ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）により一般に周知する。

### (懇談会の傍聴)

第4条 懇談会を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。

懇談会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。

- 3 座長は、傍聴者が会議進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他懇談会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
- 4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

### (資料の配付)

第5条 懇談会で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、懇談会の場で傍聴人にも配布する。

### (資料等の公開)

第6条 懇談会で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

- 2 事務局は懇談会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。

### (雑則)

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、懇談会で定める。

### 附則

#### (施行期日)

この規約は平成19年7月23日から施行する。

一部改正 令和5年5月31日

## 太田川河川整備懇談会 傍聴要領

### (目的)

第1条 本要領は太田川河川整備懇談会（以下「懇談会」という。）公開規定第4条の条項に基づき、懇談会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

### (受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は懇談会開始予定時刻の1時間前とする。

### (入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、懇談会開始予定時刻の10分前とし、懇談会開始後の入室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

### (懇談会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 懇談会の撮影、録画をしてはならない。  
(ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。)
- ② 懇談会の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話(スマートフォンを含む)は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか懇談会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

### (退室等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

### (雑則)

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、懇談会で定める。

### 附則

#### (施行期日)

この規約は平成19年7月23日から施行する。

一部改正 令和元年7月24日